

令和元年9月17日
国土交通省中部地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設業法の規定に基づく監督処分を行いました。

記

1. 被処分業者

菱和設備株式会社

所在地：静岡県静岡市葵区清閑町14番5号

許可：国土交通大臣許可（般・特一27）第5376号

代表者：代表取締役 山名 昭義（ヤマナ アキヨシ）

2. 監督処分の内容

営業停止（建設業法第28条第3項の規定による）

・ 営業停止の期間

令和元年10月2日から令和2年1月29日までの120日間

・ 停止を命ずる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

3. 処分を行った理由

菱和設備株式会社の元浜松支店長が、静岡県磐田市が平成29年12月に入札を行った市立図書館の空気調和設備等改修工事において、同市の元副市長及び元幹部職員と共謀の上、元幹部職員から元副市長、更に元副市長から元浜松支店長へと予定価格を教示し、予定価格に近い金額で同社に落札させ、公の入札の公正を妨害する行為を行った。

これにより、令和元年6月26日に静岡地方裁判所より、刑法第96条の6第1項（公契約関係競売入札妨害）による懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、この刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

4. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

【連絡先】	建政部	建設産業課長	濱田 和彦
		建設産業課長補佐	栗本 真
		TEL	052 (953) 8572
		FAX	052 (953) 8606